

令和4年1月18日

都城市議会議長
江内谷 満義 様

議会運営委員会
委員長 長友 潤治

都城市議会基本条例の検証結果について（報告）

議会運営委員会では、都城市議会基本条例第26条第1項の規定に基づき、都城市議会基本条例及び同条例の施行に関し必要な事項を定めた都城市議会基本条例運用基準の検証作業を行いました。

今般、検証作業が終了いたしましたので、検証作業の結果をまとめた別添の「都城市議会基本条例検証一覧表」をもって、議長に御報告いたします。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第1条	(目的) この条例は、都城市議会(以下「議会」という。)の基本理念、基本方針、議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と行政の関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会がその権能を最大限に発揮し、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
第2条	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者及び市内において就業又は就学する者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。 (2) 市長等 市長、その他市の執行機関をいう。		
第3条	(基本理念) 議会は、市政における最高の意思決定機関としての責任を自覚し、市民の代表として、その負託と信頼に応え、真の地方自治の実現を目指すものとする。		
第4条	(基本方針) 議会は、前条に定める基本理念に則り、次の各号に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等の市政運営状況を監視及び評価すること。 (2) 議会運営において公平性、公正性及び透明性を重視すること。 (3) 市民の多様な意見を把握するとともに、議員相互の自由な討議を尊重し、政策立案、政策提言等を行うこと。		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会等で、市政運営について監視及び評価を行っている。 ・一般質問等で、市政運営について質している。 <p>原則として、全ての会議を公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願等における参考人制度の活用や、委員会における自由討議を実施。 ・政策立案として、「都城市空家等の適正管理に関する条例」を制定するため、議員立法審議会を設置し協議を重ね、令和3年9月定例会において条例案を可決。 ・政策提言については、該当なし。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等	
第4条	(4) 市民に開かれた議会を目指して、情報の開示を推進するとともに、市民による議会活動への参加を促進すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての会議の原則公開や、請願等における参考人制度の活用などを行っている。 ・ホームページ、フェイスブック、ラジオ出演等により、情報発信を行っている。 ・令和3年6月定例会分より、ユーチューブによる動画配信を開始。 	
	(5) 地方自治を取り巻く情勢に的確に対応し、議会の活性化を図るため、議会改革を積極的に推進すること。			定例会等におけるペーパーレス化の観点から、総務委員会において、タブレット端末導入に向けた協議を行っている。
第5条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。		議会における最高規範として、尊重している。	
	2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。			【2 議会基本条例の研修】 議会基本条例の研修については、次のとおりとする。 (1) 一般選挙後初めての定例会の開会までに全議員を対象として開催するものとする。併せて関係条例等の研修も行うものとする。 (2) 開催日、開催場所、開催内容等については議長が決定する。
第6条	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。		実施	
	(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。			【3 自由討議】 (1) 自由討議については、当面、委員会で行うものとする。
	(2) 市政全般の課題について、市民の多様な意見等を的確に把握し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			
	(3) 調査、研究、研修等を通じて、自己の資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行し、市民の代表としてふさわしい活動すること。			
(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。				

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第7条 (会派) 議員は、議会活動を円滑にするために、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、市政に関する主義及び主張を同じくする議員で構成し、活動する。</p> <p>3 会派は、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。</p>	<p>【4 会派の構成要件】 会派は、2名以上の議員で結成されたものをいう。</p>	<p>議員の多くは、会派に所属し活動している。</p> <p>会派による政策立案として、進政会から空家等の問題解決を図るための条例制定の提案があり、議員立法審議会を設置。審議会において、「都城市空家等の適正管理に関する条例案」を作成し、パブコメを経て、令和3年9月定例会において可決された。令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>第8条 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。</p>	<p>【5 市民への情報の公開】 市民に対する議会の活動に関する情報の公開は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市議会本会議を次のとおり放送・配信する。 ①ケーブルテレビ ②市庁舎内のモニター ③ホームページ上での録画配信 ④YouTubeによる配信</p> <p>(2) 市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、別途、広報広聴委員会が要項において定める。</p> <p>(3) 市のホームページ内の市議会のページ及び都城市議会フェイスブックの充実に努める。掲載する事項については、別途、広報広聴委員会が要項において定める。</p> <p>(4) 市民を対象とした報告会を開催する。開催方法等については運用基準9のとおりとする。</p>	<p>・これまでのテレビ放送等に加えて、令和3年6月定例会からはYouTubeによる動画配信を開始。</p> <p>広報広聴委員会が要項に定めた掲載事項に基づき、定例会ごとに市議会だよりを作成し、自治公民館加入全世帯に配布している。また、市内公共施設への配置及びホームページへの掲載も行っている。</p> <p>広報広聴委員会において検討中。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年及び3年は実施しなかった。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第8条 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。</p>	<p>(5) 本会議の傍聴者の閲覧用として、議案書、請願書等を傍聴席入り口に備え置く。</p> <p>(6) 一般質問の質問事項は、新聞広告等により市民に事前に周知する。</p>	<p>実施</p> <p>実施</p>
<p>2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。</p>		<p>原則として、全ての会議を公開している。</p>
<p>3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>【6 公聴会制度及び参考人制度】 公聴会制度及び参考人制度については、以下のとおりとする。 (1) 委員会が、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度及び参考人制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第29条までの定めによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会については開催実績なし。 ・参考人については、建設委員会(令和2年6月定例会)及び産業経済委員会(令和3年1月所管事務調査)において招致実績あり。
<p>4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、さらに、請願の審査を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、請願者から趣旨の説明を聴く機会を設けることができる。</p>	<p>【7 請願及び陳情】 請願及び陳情の審査については、以下のとおりとする。 (1) 請願については、都城市議会会議規則第137条から第141条までの定めにより処理するほか、必要に応じ請願者を参考人として委員会への出席を求め、意見を聴取することとする。 (2) 陳情又はこれに類するものが提出されたときは、会議規則第142条の定めにより、すみやかにその写しを全議員に配付する。議員は、これらを市民による政策提案のひとつとして捉え、積極的に議会活動に活かしていくものとする。</p>	<p>令和2年及び令和3年に、4件の請願を審査(2件採択、2件不採択)。うち1件については、請願者を参考人として招致した。</p> <p>陳情等については、その写しを全議員に配布している。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第8条 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。</p>	<p>【8 意見交換の場】 意見交換の場については次のとおりとする。</p> <p>(1)市民との意見交換の場として、議会報告会や意見交換等いろいろな機会を設け、市民の意向を把握し、政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるものとする。</p> <p>(2)市民から申し出があった場合、又は議員から申し出があった場合に、意見交換の場を設けるかどうか、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。</p> <p>(3)意見交換の場に派遣する議員は、広報広聴委員会に諮って、議長が決定する。</p> <p>(4)その他意見交換の場に関する事項は、別途、広報広聴委員会が要項において定める。</p>	<p>議会報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年及び3年は実施しなかった。</p> <p>意見交換会については、市民からの申し出がなかったため、令和2年及び令和3年は開催実績なし。</p>
<p>第9条 (議会報告会) 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。</p>	<p>【9 議会報告会】 議会報告会については年4回開催するものとし、全議員が1回は参加する。また、必要が生じた場合は、別途、開催できる。報告会の開催方法及び内容等については、別途、広報広聴委員会が要項において定める。</p>	<p>議会報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年及び3年は実施しなかった。</p>
<p>第10条 (災害及び感染症等発生時の議会の役割) 議会は、都城市及び周辺地域において、大規模な風水害、火山の噴火、大地震等の大規模な災害が発生した場合又は新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生した場合若しくは口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合においては、市の災害対策又は感染症対策若しくは家畜伝染病対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するものとする。</p>	<p>【10 災害時等の議会の役割】 都城市及び周辺地域において大規模な災害又は感染症若しくは家畜伝染病が発生したときは、「都城市議会大規模災害等発生時の議員対応要項」及び「都城市議会大規模災害等発生時の議員行動マニュアル」に基づき行動するものとする。</p>	<p>大規模災害に加え、感染症及び家畜伝染病にも対応できるように、令和2年4月臨時会において基本条例の一部改正を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要に応じて連絡会議を開催した。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第11条 (市長等との関係) 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会等で、市政運営について監視及び評価を行っている。 ・一般質問等で、市政運営について質している。
<p>2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。</p>		
<p>(1) 議員は、一般質問を行う場合において、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p>	<p>【11 一問一答方式】 本会議における一般質問は、一問一答方式で行うことができるものとする。</p>	<p>実施</p>
<p>(2) 議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して反問することができる。</p>	<p>【12 反問権の行使】 反問権の行使については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のもの他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。</p> <p>(2) 反問できる者は、元の質問に対して答弁すべき者に限るものとする。</p> <p>(3) 議長は、反問の内容が不適切な場合において、注意をした後、反問を制止することができる。</p> <p>(4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならない。</p>	<p>令和3年3月定例会において、適用例あり。</p> <p>適用例なし。</p> <p>令和3年3月定例会において、適用例あり。</p>
<p>(3) 議員は、一般質問及び緊急質問を行うことができないやむを得ない理由等がある場合は、議長の許可を得て市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p>	<p>【13 文書による質問】 市長等への文書による質問(以下「文書質問」という)に係る運用は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。</p>	<p>令和2年6月定例会において、新型コロナウイルス感染症対応のため、市長から一般質問の中止を求める要望書が提出されたことから、一般質問に代えて文書質問を行った。</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第11条 (3) 議員は、一般質問及び緊急質問を行うことができないやむを得ない理由等がある場合は、議長の許可を得て市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。</p>	<p>(2) 文書質問は会期中においてのみできるものとする。</p> <p>(3) 都城市情報公開条例第11条に規定する公開しないことができる公文書については、答弁の対象としない。</p> <p>(4) 議長は、答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。</p> <p>(5) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配付するものとする。</p> <p>(6) 質問書及びその答弁書の内容は、会議録、市議会ホームページ等で公開することとする。</p> <p>(7) 議会は、文書質問に当たっては、執行部の職務に支障の生じることのないよう配慮するものとし、職務に支障を生じような文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取り扱いを協議するものとする。</p> <p>(8) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。</p>	<p>令和2年6月定例会の会期中に行った。</p> <p>適用例なし</p> <p>実施</p> <p>適用例なし</p>
<p>第12条 (市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という)を含む議案が提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる予測効果及びコスト計算</p>	<p>【14 市長による政策等の形成過程の説明】</p> <p>(1) 議員が、説明を求めたい議案がある場合には、議長に対して、その理由を付して申し出ること。</p> <p>(2) 前項の規定により議長に申し出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。</p>	<p>適用例なし</p> <p>適用例なし</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第13条	(予算及び決算における政策説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。		実施
	2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。		実施
第14条	(議決事件の追加) 議会は、議会が市政における重要な計画等の決定に参加する観点と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、積極的に地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加に努めるものとする。	【15 地方自治法第96条第2項の議決事件の追加】 議決事件については次のとおりとする。 (1)追加したい計画、指針、提携又は協定等ある場合には、議長に対して、追加したい項目及び理由等を提出するものとする。既存の項目を変更する場合にも適用するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな追加はなし ・現在は、「定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告」「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定若しくは変更又は廃止」の2つの議決すべき事件(市長提案による)が掲げている。
	2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年条例第2号)に定めるところによる。	(2)前項の規定により議長に提出があった場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。	
第15条	(自由討議) 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を保障しなければならない。	【3 自由討議】 自由討議については、次のとおりとする。 (1)自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	委員会において、自由討議を実施
	2 議員は、本会議、委員会その他の会議において、議員相互間の自由討議を行うことができる。		

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第16条 (議員立法審議会) 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。</p>	<p>【16 議員立法審議会】 議員立法審議会については、次のとおりとする。</p> <p>議員による政策条例の制定については、都城市議会議員立法審議会設置規程にのっとり、手続きを進めるものとする。</p>	<p>空家等の問題解決を図るための条例を制定するため、令和元年7月29日～令和2年7月28日及び令和2年10月2日～令和3年10月1日の期間、議員立法審議会を設置。関係各課との調整や学識経験者からの意見聴取等を実施し、「都城市空家等の適正管理に関する条例案」を作成した。条例案については、パブコメを経て、令和3年9月定例会に上程し可決されたため、令和4年4月1日から施行する。</p>
<p>第17条 (委員会の活動) 委員会は、その専門性と特性を活かして社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえ審査の充実に努めるものとする。</p> <p>3 委員会は、行政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。</p>	<p>【6 公聴会制度及び参考人制度】 公聴会制度及び参考人制度については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会が、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度及び参考人制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第29条までの定めによる。</p>	<p>実施</p> <p>・公聴会については開催実績なし。 ・参考人については、建設委員会(令和2年6月定例会)及び産業経済委員会(令和3年1月所管事務調査)において招致実績あり。</p> <p>開催実績なし</p>
<p>第18条 (政務活動費) 会派及び会派に所属しない議員は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。</p>	<p>【17 政務活動費】 政務活動費の執行状況等については、ホームページ上、議会事務局内及び情報公開コーナーで公開する。また、公開する内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) ①収支報告書</p>	<p>実施</p> <p>実施</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第18条	(政務活動費) 会派及び会派に所属しない議員は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。	②事業実績報告書 ③備品一覧 ④出納簿 ⑤収入伝票及び支出伝票 ⑥領収書の写し ⑦視察・研修報告書	実施
	2 政務活動費については、都城市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年条例第298号)に定めるところによる。	(2)政務活動費の使途基準の詳細については、別に定める。	都城市議会政務活動費の交付に関する条例中、別表に定めている 具体的な運用方法については、「政務活動費の手引き」による
第19条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。	【18 議員研修の充実】 (1)議員研修は、必要に応じて実施する。	令和2年2月、11月及び令和3年6月に実施。
	2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するよう努めるものとする。	(2)議員研修の実施日、実施場所、実施方法等は、議会運営委員会において決定する。	議員研修会の実施日等については、議会運営委員会決定しているが、研修内容の研究など、さらなる充実・強化が必要である。
第20条	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	【19 議会事務局】 (1)議会事務局の充実強化、組織体制の整備については、議長の諮問により、議会運営委員会において協議するものとする。	適用例なし
第21条	(議会図書室の充実) 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	【20 議会図書室】 (1)図書室の適正な管理及び運営については、都城市議会図書室規程及び都城市議会図書室図書整理要領による。	・規程第6条第2項により、図書室内の古い図書を廃棄。 ・議会事務局に配布される行政資料を図書室に配置し、議員活動に活用できるようにした。
		(2)機能の強化については、議会運営委員会において協議するものとする。	新しい図書の案内や図書室の机・椅子の変更、インターネットパソコンの配置等について、議会図書室だけで全議員に周知している。今後も、図書室の機能の更なる強化・充実が必要。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
<p>第22条 (広報広聴機能の充実) 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について分かりやすく周知するとともに、広く市民の意見等を聴取できるよう、広聴活動にも努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を活用して多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、積極的な広報及び広聴活動に努めるものとする。</p>	<p>【21 広報広聴機能の充実】 (1) 議会の広報及び広聴に関する事項は、広報広聴委員会が所掌し、その委員構成は、同委員会を除く4常任委員会から2名ずつ選出する。また、広報広聴委員会が行う主な業務は次のとおりとする。</p> <p>① 議会報告会の開催に関すること。 ② 意見交換の場に関すること ③ 市民からの意見等の整理に関すること ④ 議会だよりの編集及び発行に関すること。 ④ ホームページ及びフェイスブックの掲載事項に関すること。</p> <p>(2) 多様な媒体の活用については、広報広聴委員会において調査・研究するものとする。</p>	<p>4つの常任委員会から2名ずつ選出し、広報広聴委員会を組織している。</p> <p>実績なし</p> <p>実施</p>
<p>第23条 (議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、都城市特別職職員の倫理に関する条例(平成18年条例第8号)、及び都城市議会議員政治倫理規程(平成24年度議会訓令第3号)を規範とし、遵守しなければならない。</p>	<p>対角線</p>	<p>高い議員倫理と品位の保持に努めている。</p> <p>今後も高い倫理観と品位の保持に努め、条例・規程を規範とし、遵守する。</p>
<p>第24条 (議員定数) 議員定数は、都城市議会議員定数条例(平成27年条例第1号)に定めるところによる。</p> <p>2 議員が、議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。</p>	<p>対角線</p>	<p>議員定数については、都城市議会議員定数条例に定められている。</p> <p>適用例なし</p>

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第25条	(議員報酬) 議員報酬は、都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第42号)に定めるところによる。		条例に基づき、適正に支給されている。
第25条	2 議員が、議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。		適用例なし
第26条	(見直し手続) 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	【22 基準の見直し】 この基準は、議会運営委員会において、適宜見直すものとする。	おおよそ2年に1回、基本条例の検証作業を行っている。
	2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。		検証作業の結果、必要に応じて、議会基本条例や運用基準等の見直し・改正を行う。
	3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		基本条例の一部改正を行うため、令和2年4月臨時会に上程し、改正の理由及び背景を説明した。
第27条	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	【1 趣旨】 この基準は、都城市議会基本条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	※平成25年6月に都城市議会基本条例運用基準を制定後、必要に応じて随時見直しを行っている(直近では、令和2年3月18日)。

※ 議会基本条例及び議会基本条例運用基準、実施状況等については、令和3年12月14日に最終確認